一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　東京国際空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　東京国際空港内及びその周辺　東京都大田区及び江東区
四　変更した事項（変更前の事項については、昭和六十三年運輸省告示第二百五十六号を参照。）
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(1)　飛行場に係る灯火の表誘導路灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「七カンデラ」を「五カンデラ」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年三月三十一日

○国土交通省告示第四百二十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十条の四第一項の規定に基づき、特定離島路線の指定に関する告示（平成十一年運輸省告示第百七十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

表以外の部分中「、沖永良部島と与論島の間の路線、北大東島と南大東島との間の路線及び宮古島と石垣島との間の路線」を「及び沖永良部島と与論島の間の路線」に改める。

表三宅島の項中「東京国際空港との間の路線」を「東京国際空港との間の路線　調布飛行場との間の路線」に改める。

表粟国島の項、表外地島（慶良間）の項、表久米島の項、表北大東島の項、表南大東島の項、表宮古島の項、表多良間島の項、表石垣島の項、表波照間島の項及び表与那国島の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十三条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年国土交通省告示第三百三十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「第三十三条の六の三第三項」を「第三十三条の五第三項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十五号

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条の規定に基づき、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める告示の一部を改正する告示

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める告示（平成二十五年国土交通省告示第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表茨城県の項を次のように改める。

茨城県	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町

別表栃木県の項を次のように改める。

栃木県	足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、益子町、壬生町、野木町、岩舟町

別表群馬県の項を次のように改める。

群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

別表埼玉県の項を次のように改める。

埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、杉戸町、松伏町

別表千葉県の項を次のように改める。

千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

別表東京都の項を次のように改める。

東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村

別表山梨県の項を次のように改める。

山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村

別表長野県の項を次のように改める。

長野県	飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、富士見町、南牧村、南佐久町、佐久穂町、川上町、高森町、阿南町、天龍村、泰阜村、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、大鹿村、南木曽町、大桑村、木曽町

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十六号

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の二第二号の規定に基づき、トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏